

基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・位置付け

- ・障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として、平成21年1月に策定した「第四次千葉県障害者計画」(平成21年度～平成26年度)に続き、今後の障害者の自立及び社会参加の支援等のための障害者施策の総合的かつ計画的な進展を図るための基本計画として「第五次千葉県障害者計画」(平成27年度～平成29年度)の策定を検討。
- ・障害者総合支援法に基づく「第4期千葉県障害福祉計画」(障害福祉サービス等の必要見込み量や県の数値目標等を設定)を包含する計画として策定・検討。
- ・県の行政計画として、県総合計画(「新 輝け! ちば元気プラン」)等のもと、障害福祉の部門計画として、県行政全体として整合性ある、また部局横断的に取り組むものとして策定・検討。

2 策定の方法及び体制

- ・国の「障害者基本計画(第3次)」(平成25年9月策定)を基本とし、「障害福祉計画(第4期)」の策定にあたり国から示された指針に即しつつ、本県の障害者の状況等を踏まえながら策定・検討。
- ・千葉県総合支援協議会(第五次千葉県障害者計画策定推進本部会)の6つの専門部会等で具体的な検討を行い、千葉県障害者施策協議会(障害者基本法に基づき必置)の意見を聴きながら策定・検討。

第五次千葉県障害者計画(平成27～29年度)

I 基本理念・目標等

- 基本理念： 地域で共生する社会の実現、障害者の差別の禁止
- 計画の目標： 障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築
- 各分野に共通する考え方：
 - ① 障害のある人等の意見の尊重と自らの意思決定の支援、② 障害ある人本位の総合的支援、
 - ③ 障害特性等に配慮した支援、④ アクセシビリティの向上、
 - ⑤ 障害を理由とする差別の解消、⑥ 施策の総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が地域の中で
人々と共生し、その人らしく
暮らせる環境を整備

II 主要施策の方向性【8つの主要施策と39の基本施策で構成】

1 入所施設から地域生活への移行の推進

- グループホームの整備促進と質的向上
- 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- 県立施設のあり方

2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進

- 精神障害のある人の地域生活への移行支援

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- 障害のある人への理解の促進
- 地域における権利擁護体制の充実

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

- 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した支援
- 障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実

5 障害のある人の相談支援体制の充実

- 地域における相談支援体制の充実

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の推進

- 就労支援・定着支援の体制強化
- 障害者就業・生活支援センターの運営強化

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

- 重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化の実施

8 その他各視点から取り組むべき事項

- 高齢期に向けた支援
- 暮らしの安全・安心に関する支援

※主要施策1～7までは、
県総合計画と同じ構成

《障害福祉をとりまく状況》

(改正)

- ・障害者基本法
- ・障害者雇用促進法
- (制定・発効)
- ・障害者総合支援法
- ・障害者虐待防止法
- ・障害者差別解消法
- ・障害者権利条約

【推進体制】

- 推進に当たっての連携・協力体制の確保
- 広報・啓発活動の推進
- 計画の評価と進行管理
- 国への提案・要望

※ 計画策定の過程における「県民の声」
を取りまとめて、別冊で紹介する予定

III 数値目標等(第4期千葉県障害福祉計画)

1 平成29年度におけるサービス必要見込み量【暫定】(単位:人/月)

主なサービス	H25	H29	H29/H25
相談支援(利用計画作成等)	2,512	11,291	4.5倍
訪問系(ホームヘルプ等)	6,397	9,322	1.5倍
日中活動系(生活介護、就労移行等)	18,303	27,259	1.5倍
居住系(施設入所支援等)※	7,253	8,404	1.2倍
合 計	34,465	56,276	1.6倍

※うちグループホーム等(H29) 4,038(H25:2,853 1.4倍)

2 主要な政策目標(括弧内の数字は平成27年度～29年度までの累計)

国指針による主な項目	H29(H27～H29)
① H25末時点における施設入所者の12%以上がH29末時点までに地域生活へ移行(H25末4,518人×0.12＝H26分130人)	① (420人)
② 施設入所者をH25末時点から4%以上削減(H25:4,518人)	② 検討中
入院中の精神障害者の地域生活への移行については、	
① 入院後3カ月経過時点の退院率を64%以上(H25実績:84.4%)	① 84.4%
② H29末における入院後1年経過時点での退院率を91%以上	② 91.0%
③ 長期在院者数をH24から18%以上減少(6月時点)(H24:7,857人×(1-0.18))	③ 6,442人
障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点等の整備(16圏域)	16ヶ所
① 一般就労移行者数をH24実績の2倍以上(H24実績526人×2)	① 1,060人
② 就労移行支援事業の利用者数をH25末から6割以上増加(H25末2,397人×1.6)	② 3,840人
③ 就労移行率3割以上達成の就労移行支援事業者を5割以上	③ 50%
障害者支援施設の必要定員総数(H25:4,801人)	検討中

【今後のスケジュール】

平成26年11月～12月 フォーラム開催 ◎計画素案決定
平成27年1月 計画素案パブリックコメント、市町村照会等
3月 本部会、施策協議会開催(計画最終案検討)
◎県として第五次千葉県障害者計画を決定

1 平成26年度におけるサービス供給量（単位:人／月）

主なサービス	H23	H26	前計画比
相談支援（利用計画作成等）	503	12,061	24.0倍
訪問系（ホームヘルプ等）	5,567	7,676	1.4倍
日中活動系（同行援護、就労移行等）	12,072	16,515	1.4倍
居住系（施設入所支援等）※	7,219	7,662	1.1倍
合計	30,142	46,513	1.5倍

※うちグループホーム等 H26 3,129（H23 2,463 1.3倍）

2 主要な政策目標

国告示による主な項目	目標	（参考）
平成 18～26 年度までの福祉施設からの地域生活移行者数を 17 年 10 月の施設入所者の 3 割以上とする（約 5,000 人×0.3）	1,500 人	H18～22 の地
平成 26 年度末の施設入所者数を 17 年 10 月の施設入所者数の 1 割以上減とする（約 5,000 人×0.9）	4,	
一般就労に移行する福祉施設利用者を 17 年度実績の 4 倍以上とする（約 100 人×4）		
入院中の精神障害者の地域生活への移行については ・ 1 年未満入院者の平均退院率 H20 より 6%増 ・ 高齢長期退院者数 H23 より 2 割増		

- 1 入所施設から地域生活への移行の推進
- グループホームの整備促進と質的向上
- 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- 県立施設のあり方（P）
- 2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進
- 精神障害ある人の地域生活への移行支援
- 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進
- 障害ある人への理解の促進
- 地域における権利擁護体制の充実
- 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
- 障害ある子どものライフステージを通じた一貫した支援
- 障害ある子ども一人ひとりが十分教育を受けられるための取組の充実
- 5 障害のある人の相談支援体制の充実
- 地域における相談支援体制の充実
- 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の推進
- 就労支援・定着支援の体制強化
- 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
- 重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化の実施
- 8 その他各視点から取り組むべき事項
- 高齢期に向けた支援
- 暮らしの安全・安心に関する支援

公表までのスケジュール	
H24 年 2 月 22 日～3 月 6 日	パブリックコメント、市町村意見照会
3 月 13 日	千葉県障害者施策推進協議会（障害者基本法に基づき設置）
4 月初旬	公表